

工事費内訳書の取扱いについて

市立四日市病院発注の建設工費等発注に係る入札時の工事費内訳書の取扱いについては次のとおりとする。

1. 工事費内訳書の提出を求める工事及び測量調査設計業務委託

入札公告及び指名通知において工事費内訳書の提出を求めている工事及び測量調査設計業務委託

2. 工事費内訳書の提出について

工事費内訳書に記載すべき事項及び様式については、公告または指名通知書にその内容を記載した書面及び様式を添付するものとする。

入札書に工事内訳書の添付がないものは、無効とする。

3. 工事費内訳書の審査・確認について

(1) 審査の対象は、落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格（総合評価方式の場合は、最高評価値）の者。）とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

(2) 審査の時期は、開札後、落札決定前までに行う。

(3) 工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については無効とする。

工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

一括値引き、減額項目が計上されているもの（スクラップ控除等を除く）

注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きと見なす。

記載すべき項目が欠けているもの

その他不備があるもの

(4) 落札候補者の工事費内訳書の確認・審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

同封していただく工事費内訳書は、それぞれの工事ごとの公告に【工事費内訳書】として添付しますので、ご利用願います。

なお、単価契約工事については、工事費内訳書は求めないこととします。